

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 事前にいただいた地域課題等

#### 【大野上】

○菜の花プロジェクトに対する市の取り組み姿勢、今後の展望について

大野地区では、県市が推奨する「あわじ菜の花エコプロジェクト推進事業」に平成18年度から参画し、平成21年3月からは「おおの菜の花まつり」を開催し、現在も継続中である。

平成27年度からは、「菜の花迷路」を設置し、地域の子どもたちや大学生とも連携するほか近年では、テレビや新聞などにもとりあげられるなど多くの観光客にもお越しいただき、賑わいを見せて観光振興への一翼を担っているものとも自負している。

一方、これらの事業実施に要するマンパワー、費用も年々漸増し、市からの支援も得ているものの、地元の労力・経費なども大きな負担となってきた。

また、当初は五色町など市全体で事業を推進していたようであるが、近年、市内では大野地区のみがかろうじて取り組んでいると側聞している。

については、本事業に対する洲本市及び洲本市議会としての基本的考え方、今後の将来展望、市からの支援の拡充などについてどのように考えているのかお伺いしたい。

⇒回答（農政課・議会）

（農政課）

まず、「菜の花プロジェクト」は、菜の花を栽培し、搾油・食用利用・廃油回収・バイオディーゼル燃料化までを一貫して行う、地域循環型の環境プロジェクトです。景観づくり、特産品開発、再生可能エネルギー生産、環境教育を組み合わせた持続可能なまちづくりの取り組みです。

本事業については、単なる農業振興にとどまらず、エネルギー（BDF 利用拡大）・観光（交流人口の増加）・教育（食育の推進、環境意識の向上）・農業（耕作放棄地の活用）を結びつける地域循環型の未来像を描いています。

今後についても「環境未来都市」として発信できるよう努めてまいります。

支援の拡充については、本市としてもコンバインの保守や搾油施設などの運営費にかなりのコストがかかっており厳しい現状にあり、難しいと考えおりますが、地域循環型社会を実現できるよう「未来への投資」として県や市財政当局に要望してまいります。

引き続き市民の皆様には、本プロジェクトのご理解とご協力をお願いいたします。

（議会）

様々な再生可能エネルギーの取り組みを長年継続している本市にあって、「菜の花プロジェクト」は、その代表的な取り組みの一つであると認識しております。大野地域の皆さまには、多大なご協力をいただいている当事業ですが、今後も、プロジェクトが推進され、皆さまにも、引き続きご協力をいただけるよう、事業の進捗等をチェックしてまいります。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 【大野上】

○「葛（くず）」、「セイダカアワダチソウ」の繁茂について

葛の葉は、河川や公園、学校などの景観植物に被害を及ぼし、視認性や安全性を低下させることがあるほか、電柱や電線などに巻きつき、保安上からも、早期発見と適正な防除が重要である。

また、セイダカアワダチソウは、環境省の生態系被害防止外来種リストに掲載されており、根と地下茎からアレロパシー物質と呼ばれる成分を出し、日本の在来植物を駆逐する恐れがある。

大野地区を流れる樋野川においては、堤防一面に「葛（くず）」が繁茂し、景観を損ねるとともに、災害時における河川氾濫などの要因とならないかも懸念され、また、河川や多くの休耕田にセイダカアワダチソウが繁茂し、同上の懸念がある。

これらの植物は、旺盛な繁殖力があることは理解できるが、せめて公的なエリア、施設での除去の取り組み、また、これらのことを広く市民に知らせるキャンペーンなどの啓発活動が必要と考えるがいかがか。

⇒回答（生活環境課）

ご指摘の葛、セイダカアワダチソウは、繁殖力が旺盛で、駆除がなかなか難しい種類の植物です。

ご懸念の樋野川の状況や地域のご意見につきましては、河川管理者である兵庫県に伝えさせていただきます。

また、公共施設については、それぞれの所轄部局で適正に施設管理を行っており、可能な範囲ではありますが除去するよう心掛けます。

なお、市では生態系や人体に悪影響を及ぼす動植物等としてより重要度の高い特定外来生物について市のホームページなどを通じて周知を行っており、今後、ご指摘の生態系被害防止外来種等についても検討してまいります。

### 【大野上】

○県道大野広田線の大野上町内会部分の街灯及び自転車歩道の設置について

宇原地域には、中学生の通学や住民通行のための街灯がよく設置されているが、これに比し、大野地域には、街灯が少なく、中学生の通学はもとより、日ごろの住民生活への交通事故、防犯への危険が心配である。

大野地域は、住宅も年々増加していることから宇原から大野上信号までの間の街灯と自転車歩道の設置が急務と考えるがいかがか。

⇒回答（市民協働課、建設課）

（建設課・市民協働課）

県道広田洲本線は兵庫県管理の道路ではありますが、道路幅員が充分ではない区間があることから歩道の未整備区間がございます。兵庫県では、事業執行について計画的かつ効率的に道路整備などの社会基盤整備を進めるため、今後10年間（R6～R15）のひ

## 地区課題等について（大野連合町内会）

ようごインフラ整備プログラムを策定、公表し、それに基づき道路整備を行っているところであります。ご要望区間のうち宇原（洲本タクシー様横交差点）から西側へ約320m区間について交通安全対策として歩道設置についての整備を進めていく予定となっております。地元のご理解、ご協力が必要不可欠となりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、街灯（防犯灯）につきましては、夜間の地域住民の安全な通行と犯罪の抑止を図るため、各町内会で設置、維持管理されていまして、現在、市内には約5000灯の防犯灯があります。

市では、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、その防犯灯の管理費の一部（電気料金）を補助しています。

町内会で電柱に共架したものや、私設電柱に設置した新設防犯灯について、電気代助成の対象となるのは、既に助成の対象となっている防犯灯との直線距離が50m以上空いている必要がありますので、まずは防犯灯について町内会の方で検討のうえ、担当課である市民協働課へご相談ください。

なお、例外的に主要道路上で付近に民家が少なく、かつ受益範囲が複数の町内会住民に及び、当該町内会で設置することが困難な位置にある場合等、条件によっては公的な防犯灯の設置が可能となることがありますので、該当すると思われる場合は担当課である建設課へご相談ください。

### 【大野上】

○市道大野横線の歩道未設置部分の早期実現について

正井木材から五差路までの間は、道路幅の細太があり、また、歩道が未整備の道路がある。

小学生の通学及び住民の散歩が多くなっている中、千草への車通行量も増しており、危険であることから、何十年も前から要望している。早期実現を図りたい。

⇒回答（建設課）

市道大野千草線（歩道）の整備要望区間については、平成19年度に地区内のその他路線とともに連合町内会長名で要望頂いた経緯がございます。

道路事業は財政状況を踏まえ限られた予算の中で事業効果等を勘案し優先順位を決めたうえで事業実施を進めております。市内各地区からは数多くの要望が出されており、そのほとんどが幅員狭小でのすれ違いや走行等の障害と言った事案であり、要望頂いた全ての路線整備を実施することは現状困難であります。

当該箇所は、道路幅員が一定程度確保され、車両の走行等に問題がないことから本市の道路整備計画におきましては、現在のところ、歩道整備含め改良を実施する予定はございません。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 【大野上】

○大野地域の上空飛行定期便の廃止について

大野上空は、当初計画では特別な時以外定期便は飛行しないと認識していたが、現在、数分おきに上空をジェット機が飛んで、騒音と排気ガスをまき散らしている。直ちに中止させていただきたい。

⇒回答（企画課）

- ① 令和7年3月20日から淡路島上空を飛行する航路が新たに増加しました。その後、事前にお知らせのあった航路とは異なる航路を飛行する便数が増えたとの苦情が市内の別の地域からも寄せられました。類似の状況は本市だけでなく、他の島内2市にも事前のお知らせとは異なる航路を飛行する便が多数確認されています。
- ② そのため、令和7年8月22日に開催された「第2回関西国際空港及び神戸空港の飛行経路に係る淡路地域協議会」において、上崎市長から、「令和7年3月20日以降、現実の飛行経路が当初の説明から大きくかけ離れているように思えてならず、多くの住民もそのように感じており、島内3市に対し、苦情が寄せられている。国（国土交通省）の説明では、「運用上の工夫」とのことだが、それだけでは理解が難しいと感じており、今後の対応や方針について、地域の住民にも十分にご理解いただけるように分かりやすく説明していただきたい」と要請したところです。
- ③ その席上、他の島内2市長からも同種の発言があったことから、現在、兵庫県を通じて、国において対応するよう要請しているところです。

### 【大野上】

○はざま池公園の整備・充実について

大野下にある「はざま池公園」は、地元人々の貢献により地域の子もたちのための公園として整備されて、地元に限らず、大野地域に子どもたちが楽しむ適当な公園がないことから、遠方からも多くの親子連れが訪れている。（底地は「竹の池田主」所有地）

しかしながら、専用駐車場がないこと、設備が老朽化していること、道路に面している危険であることなど様々な問題があり、これらの解決が強く求められる。

については、市の英断により、公園の芝生化なども含めてはざま池公園の整備・充実を図るため、市議会においても力強い支援をいただきたい。

⇒回答（議会）

はざま池公園は、大野地域の皆様に親しまれ、とりわけ子どもたちにとっては貴重な公園であると同時に、これまで地域の皆様によって管理され、長年に渡る地域の皆様のご尽力の上に成り立っている公園施設であると思います。

議会としても、当公園のことを含め、市内の皆さまにとって、憩いの場となる公園施設に関して、皆様の支援となるよう、そのあり方や管理の手法など、他の事例等から学

## 地区課題等について（大野連合町内会）

び、執行部への提言等につなげられるよう、取り組んでまいりたいと思います。

### 【大野上】

○農振地域の除外について

大野地域は、小学校、商業地域、洲本 IC に近いなど極めて生活の利便性が高く、従来から、広く住宅化が進んで賑わいをみせている一方、多くのエリアで農振法の網がかけられ住宅化の推進を阻害している。今後、この流れを一層進めるためには、農振地域の柔軟な指定除外が強く求められる。

「洲本市総合計画」で、大野地域は、「・・・地域内で宅地開発が進んでいることから、農業的土地利用（農地の保全）と都市的土地利用（宅地の開発）との調整の上、適正に誘導してきます。・・・」となっている。

この計画の推進に対して、農振地域として地域全体を大きく網をかけていることが住宅開発の極めて大きな阻害要因となっている。

開発事業者は、農振地域であることを理由に、端から計画化に後ろ向きである。

一方、市内の農業地域同様、当該エリアでも、小規模兼業農家、後継者の不在農家などが顕著で、多くの田畑はかろうじて維持管理されているだけで、耕作はされていない。

加えて、少子化、高齢化が進む中で、今後この傾向は、一層拍車が見込まれ、既に耕作放棄地（森化した田）が散見される。

土地利用の調整は、農業委員会、都市計画部門との協議・調整の中でその機能は発揮されるものとするが、できない理由を考えなければならないのではなく、どうすれば除外できるか、適正な地域振興が計られるのか、市行政とともに議会議員におかれてもその推進に甚大なるご尽力をいただきたい。

⇒回答（農政課・都市計画課・議会）

（農政課）

農業振興地域整備計画の「農用地区域」からの除外は、農業振興を損なわず、代替地がないなどの厳格な要件をすべて満たす場合に限り認められます。

具体的には、除外は「例外的措置」であり、優良農地の保全が原則です。

申請は市農政課や農業委員会を通じて行い、県知事の同意が必要です。

除外が認められるかは、地域農業への影響を総合的に判断して決定されます。

つまり、農業振興地域整備計画の除外は「農業振興を守りつつ、やむを得ない場合に限り認められる」仕組みです。

ご自身のケースで除外を検討しているなら、まず市農政課へ相談するのが望ましいです。

なお、土地利用であれば、都市計画法（第 8 条第 1 項第 1 号）に規定する用途地域の指定を行うなど、市全体として土地利用の見直しを進めなければならないと考えています。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### （都市計画課）

農業振興地域制度は、農業を振興し、健全な農業の発展と国土資源の合理的な利用を目指していますが、宅地開発により周辺の営農条件に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、農作業に伴う騒音や振動が新たな居住者との間で新たな問題を発生させることがあります。

地域の实情に即した土地利用の見直しは必要であると認識しておりますが、農政課、農業委員会等の関係機関と連携しながら、農業振興と地域の発展の両立を図ってまいりたいと考えます。

### （議会）

大野地域の土地利用に関しては、ご指摘のとおり総合基本計画での方針が示されており、農業振興地域制度による規制などがあることは承知しております。その中で、地域においては、宅地開発が進んだことによる変化や、高齢化などの地域の实情によって、それぞれの立場で感じられるところがあるのかと思います。

議会としても、これらの課題が少しでも解消に向かうよう、今後、土地利用に関する審議や要望等に際しては、今回のご意見を参考にさせていただきます。

## 【大野上】

○市広報誌の配布時期について

市の広報誌は、毎月、中旬に配布されている。

既に半ばを過ぎている月の中旬に、その月の情報を受け取ることに、何となく間延びしているようで、常に違和感を受けている。

県広報誌「GOKOKU」は毎月1日に新聞折り込みがされ、淡路の他の市でも毎月、月の初旬に広報誌が配布されている。

長年の流れの中で、疑問なく業務を遂行することはいかなるものか？

市議各位においては、どのように感じられているか？

疑似団体の状況も把握し、適切なタイミングでの情報発信をされるべきである。

⇒回答（秘書広報課・議会）

### （秘書広報課）

毎月ご覧いただいているように、その月については発行日以降となる月の後半以降の情報を掲載しており、常に新しい情報、発行日より先の情報を掲載できていると思っています。

発行日については、県内県外を問わず全国の自治体によってさまざま、中には10日や25日を発行日としている団体もあります。地域との関りやまちの成り立ちの過程で発行日が決まっていたものと考えられます。

本市においては、過去に多くの地域で行われていた二十日講と呼ばれる寄り合いに合わせて毎月15日の発行となったようです。その後、この発行日に合わせての集まりも続いていますので、発行日をあえて変更する場合は、多くの町内会の方々の賛同も必要

## 地区課題等について（大野連合町内会）

と思われます。

（議会）

本市広報紙は、古くから15日発行としており、定着している面もあるかと思いますが、ご指摘のとおり、月の初旬に情報を得られたいという市民の方もいらっしゃると思います。今後、市広報紙についての審議、また議会としての広報周知に関しましても、今回のご意見にある視点等、参考とさせていただきたいと思います。

### 【大野下】

サンロード17、18隣保に接する公園北側のゴミ箱設置を希望します。これまで何度も要望していますが、いまだに設置されません。ここの住宅（約35年前）建設時よりゴミ箱設置場所は作られており、「分譲地に建物が埋まれば設置します」という決まり事で生活していますが、希望を何回出しても設置されません。現在は、18隣保沖之鳥宅横のゴミ箱が毎回一杯になっている状態です。そのためフタが閉まらず、カラスやイタチが入り込み、ゴミが散乱しているのを毎回ゴミ箱横の数人で掃除を続けてきたのが現状です。（最近、ここのゴミ箱が新調されたのでフタの問題は少しマシになっています）

⇒回答（生活環境課）

ごみの集積箱については、開発分譲時点で開発業者により設置していただいておりますが、既に当該業者が存在しない場合などにおいては、町内会からの申請に基づき、市のほうで集積箱を作成し、町内会へ支給しております。

また、設置場所の底地の確保につきましては、事前に受益者様側でご準備をお願いしますと共に、日常の維持管理につきましても当該集積箱をご利用される方々でお願いします。

### 【大野下】

物価高で町内会を運営していく費用等に影響が出ている。（個人も大変な時代）

・補助金（現金） ・納涼祭補助金 ・公園管理費用（除草剤）補助金

⇒回答（市民協働課）

町内会組織については、快適で暮らしやすい地域づくりのために、地域住民の皆さんによって自主的に結成された組織であり、その運営についても、それぞれの町内会で、会費を原資として、活動をされていると認識しております。

その中で、少子高齢化や価値観の多様化により、会員数が減少している町内会も多く、会費収入の減少に加えて物価高により、収支面においても厳しくなっていることは想像に難くありません。

しかしながら、町内会組織については、地域住民の皆さんによって自主的に結成された組織であり、市が直接その運営にかかわることはできないものと考えております。

ただし、市として、安全・安心、そして快適で暮らしやすいまちづくりを推進するう

## 地区課題等について（大野連合町内会）

えで、町内会の皆さんとともに地域課題を解決していくことが重要であると考えており、その支援策のひとつとして、「洲本市未来投資推進事業」を設けて、希望や活気にあふれた市の将来につながる、自主的な事業や活動を支援しております。

この事業では、町内会に対する支援として、活動拠点施設の整備や防犯・防災活動、また、地域の伝統保存等を対象としております。

また、町内会等の活動に対する支援事業のうち、「防犯・防災」と「景観や憩いの場の形成」については、事業費の下限額を10万円から5万円に引き下げる等、より活用しやすいように改善しておりますので、申請時期や申請回数や補助限度額の制限について、詳しいことは企画課にお問い合わせのうえ、積極的に活用していただけたらと思います。

その他、町内会活動に対する相談・情報提供等については、市民協働課（市民協働係）にて、出来る限り支援していきたいと考えておりますので、お気軽にお問い合わせください。

### 【大野下】

大野住宅地北公園、東公園、西公園内の草がたくさん生えて困っています。除草剤をしていいのかわ、費用は市が負担していただけないのかわ。市と浄化槽業者が連携し、現地を見て、今後の対応等を書面化して欲しい。

#### ⇒回答（都市計画課）

公園の除草の維持管理については、住民の皆様でお願いします。除草剤については、住民の皆様でご検討いただき、費用についても住民の皆様でご負担をお願いします。なお、除草作業をされる場合には、隣保単位などで事前に生活環境課へ申し込んでいただく必要がありますが、「ボランティア活動に伴うごみ収集」として、必要なごみ袋をお渡しし、ごみの回収もしておりますので、ご活用いただければと思います。

### 【大野下】

公園で子どもたちが遊べるような改革をして欲しい。

狭間池公園のみよく利用されているが、大野住宅地北公園、大野住宅地西公園、大野住宅地東公園は利用されないのかわ、草が生えている。全国で成功事例があれば知りたいし、市が実現して欲しい。

#### ⇒回答（都市計画課）

地域のことは、そこに住んでおられる住民の方が一番良く理解されているかと思いません。ボール遊びをとっても、その地域の状況によりその扱いは違うと思えますし、子どもたちの遊び方については時代とともに変化し、また、年代や性別などによっても異なり、非常に多様性に富んでいることから、市が指導等できるようなものではないため、住民の皆様でお考えください。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

子どもが大きくなって、各家庭で使わなくなった屋外用プレイ遊具（バドミントン、フリスビー、竹馬等）を譲り受けて公園で誰でも使えるよう配置する試みはいかがでしょうか。全国の事例であれば、地域コミュニティで野菜を栽培しているものがあり、公園利用の対象が子どもから移行している例が見受けられます。

### 【金屋】

○消防ホース・格納庫の劣化の対応

- ・防火ホース・格納庫が金屋町内会には、たくさんあります。ホース購入・格納庫の購入・ホースの処分費用の助成金はありますか。何回かに分けて考えています。助成金があった場合、数年で打ち切りの可能性はありますか。

⇒回答（企画課）

- ① 本市では、希望や活気にあふれた洲本市の将来に繋がる、自主的な事業や活動を支援するため、「洲本市未来投資推進事業」を毎年実施しております。

この事業は、市内において市が定めた補助対象事業を実施する団体が申請可能で、町内会やボランティアグループ、NPO、企業等からの申請を想定しています。

- ② 今回お尋ねの「消防ホース・格納庫の劣化対応」につきましては、詳細をお聞きする必要がありますが、「町内会等の活動に対する支援事業」のうち、「町内会組織（及び類する団体）が主体となって取り組む活動で、町内会の安全安心や活性化に資する事業」に該当する可能性が高いと考えられます。

その場合、「防犯・防災」区分として、補助率は2分の1以内、補助限度額は50万円、事業費下限額は5万円で、申請回数は補助限度額に達するまで可能です（当該事業は、令和9年度末まで実施する予定です）。

概要が決まりましたら、一度、企画情報部企画課までご相談ください。

### 【金屋】

○民生委員が不在

- ・民生委員が不在です。民生委員の担当は、町内会加入者のみにできますか。

⇒回答（福祉課）

民生委員は、法令に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の見守り役や、行政への「つなぎ役」を担って頂いております。

対象は、町内会加入者のみに限らず、町内会未加入の方についても、見守りが必要な世帯には訪問いただき、相談があった際は、行政へつないで頂くようお願いしております。

なお、本市では、民生委員の負担を軽くするため、高齢者の訪問調査の対象を、今年度から「75歳以上のひとり暮らし高齢者」に変更しており、訪問対象世帯は市内の全

## 地区課題等について（大野連合町内会）

地区とも大幅に減少しています。

また、福祉課では民生委員から寄せられる情報提供や相談に、丁寧に対応させて頂き、活動をサポートしています。

（参考：金屋地区の75歳以上の「ひとり暮らし高齢者」：15人）

### 【金屋】

○道路の視界を悪くする、木・草の相談

土地の持ち主へ依頼すべきだと思いますが、持ち主が島外・不明・独居老人などで依頼しにくい場合があります。どのようにすれば良いでしょうか。

木が大きくなりすぎて、処分費用が多額になる場合、費用助成がありますか？

⇒回答（用地課）

道路の通行に支障が生じている草の除草、木の伐採は、原則、土地所有者が行う必要があります。土地所有者、連絡先が不明な場合は用地課へご連絡、ご相談ください。

なお、除草や伐採の作業費や処分費の助成は行っておりませんが、刈草の袋詰め等所定の条件に合致する場合については、回収を行っております。

### 【金屋】

○長期の空き家（住める状態でない）

・崩壊しそうな家があります。崩壊すると道路を使用不可になりそうです。多数の抵当があるみたいで、どうすれば良いでしょうか。

⇒回答（都市計画課）

所有者の分からない危険な空き家の情報は、市へご提供ください。所有者又は法定相続人を調査し、適正管理していただくよう連絡します。

### 【宇原】

○洲本市の今後について

洲本市の人口が年々減少する中で、このまま何もしなければ、数十年後、市としては、消滅するのではないかと思います。議会として何か対策をしていますか？

⇒回答（議会）

議会としましては、今後、本市が発展、存続していくためにも、若者への働きかけが重要であると考えております。令和4年度から、市内の高校と連携して、高校生たちとの意見交換を行っており、今年度は、高校生たちから政策を提案してもらう取り組みに発展させました。高校生たちは、事前のワークショップで、真剣に地域のことを考え、議場にて、10年、20年後、住み続けたい洲本市となるための政策を提案しました。この取り組みを通して、将来、地元に残って、彼ら彼女ら自身が地域の課題を解決する存

## 地区課題等について（大野連合町内会）

在になることを期待しております。議員としましても、高校生たちの考えを知ることができる貴重な機会となり、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、その他にも、各種団体等と各常任委員会が行う意見交換会、公的機関等から講師をお招きする議員研修、各町内会の皆様と共催で行う議会報告会・議会懇談会などにより、各分野や地域における課題について情報交換を行い、市政へ反映させられるよう、取り組んでおります。

### 【宇原】

○市議会議員の定数について

現在18名で次回から2名減の16名の定数となるようですが、市民の間では10～12名でもいいのではないかと、意見もありますが、議員の意見を聞かせてください。

⇒回答（議会）

本市議会では、定期的に議会運営について検証を行っており、令和4年12月において、議員定数の削減を決定したところです。市議会では、役割を分担しながら、市役所全体、また広域の行政組織の事務事業の審議を行っております。人口が減少する中で、定数削減は、コスト削減、効率性の向上を図るための手段の一つであると考えておりますが、多岐に渡る審議の中で、多様な市民の皆さまの意見を市政に反映させづらくなるなど、デメリットもあると考えております。それらを総合的に判断した上で、より良い市政につながる議会運営に最適な形を今後も検討し、議員定数についても適切な数となるよう努めてまいります。

### 【宇原】

○市民交流センター及び野球場・陸上競技場の現状と今後について

以前からプール以外は、解体撤去すると聞いておりましたが、今現在、何の進展もないようですが、その後、どのようになっていますか？

⇒回答（生涯学習課）

市民交流センターにつきましては、洲本市公共施設等個別施設計画において、“敷地内全体の将来的なあり方、果たすべき役割を定める必要がある”とされています。

個別施設計画の方針や少子高齢化を踏まえ、今後の各施設のさまざまな可能性を考慮しながら、整備方針の検討を続けているところです。

現在、ホールを休館としておりますが、本館の体育室等については、劣化が著しい状態ではありますが、可能な範囲で使用したいと考えております。ただし、劣化の程度により、都度判断してまいります。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

野球場、陸上競技場については、社会情勢や地域特性も加味しながら、引き続き検討を続けてまいります。

### 【宇原】

#### ○外環状線について

現在、宇原地区まで工事が進んでいますが、その後、千草地区からオニオンロードに繋がり、最終的に古茂江まで繋がると聞いておりますが、完成はいつ頃？

#### ⇒回答（建設課）

洲本市の「外環状道路」は宇原から千草、小路谷へと計画される道路でございます。そのうち宇原から千草（千草公会堂付近）までの「宇原千草線」を事業中で、現在は千草公会堂付近の道路整備を実施中でございます。

また、この「宇原千草線」に接続するオニオンロードからの延伸部である「宇原猪鼻線」、上物部（支援学校前）に繋がる「山神線」の2路線が事業中でございますが、「宇原千草線を含め3路線」についての開通時期は、それぞれ事業区間も長く、現状では用地取得の見込みや事業費の確保など、先行きが不透明な部分が大きいため、お知らせできる状況にないのが実情です。早期完成に向けて取り組んでまいります。

また「外環状道路」の千草から小路谷へと繋がる「小路谷千草線」はこれら3路線の進捗を図りながら、事業着手に向けて調整していく予定としております。

なおオニオンロード（池内～千草、上田原池付近）の開通時期については、事業主体である兵庫県洲本土地改良事務所より、令和7年度末頃供用開始に向けて、現在鋭意工事中と聞いています。

### 【宇原】

#### ○淡路一市について

淡路島の人口が減少する中で、将来的に3市が合併し、一市になる事をどう思いますか？そして、合併して洲本市が、中心的役割を果たすことができると思いますか？

#### ⇒回答（企画課）

- ① 現在及び将来において、淡路島全体で進んでいる人口減少とともに、行政サービスを提供する職員数も減少する見込みです。そのような環境下で一定のサービスレベルを保つためには、自治体を効率的・効果的に運営するための組織づくりが必要であり、その選択肢のひとつとして、行政合併（淡路一市）が考えられます。
- ② ただ、行政合併は「手段」であって、「目的」ではありません。また、各市において、これまで長い年月をかけて築いてきた歴史や文化、さらには地域性等も異なっており、すぐに一市になることは難しいと思われれます。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

まずは、今後、さまざまな分野において、他市と丁寧な議論を重ねていくことで、お互いをより深く理解することが不可欠です。

- ③ 将来的な一市に向け、具体的には、淡路島の広域的な共通課題の解決を進めていくことで、「一つでなければ」という機運が盛り上がってくるのかもしれませんが、そのためには、淡路三市が連携し、お互いが切磋琢磨しながら共存していくという形を模索し、気運を高めることが、結果的に一市への一番の近道ではないかと考えております。
- ④ 行政合併は市民生活に大きく影響することなので、簡単に結論は出せません。多くの方からご意見をお聞きし、慎重に検討する必要があると考えているところです。  
なお、淡路一市が実現した場合、本市が「島都」として、淡路島の中心的・中核的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

### 【宇原】

#### 〇ふるさと納税について

制度に復帰するようですが、これまでの不祥事に対して、市側の説明や市議会の対応に市民の多くが納得しておりません。納得の出来る説明をお願いします。

そして、復帰後どのようにして、不祥事を無くしていくのか説明をお願いします。

#### ⇒回答（行革推進室・議会）

##### （行革推進室）

「洲本市ふるさと納税問題の調査結果と関連する不適切な事務処理に関する再発防止策」を令和7年3月に取りまとめ、市議会に報告のうえ、市ホームページで公表（R7.8.1）しています。

併せて、「洲本市ふるさと納税問題等の対処事項」についても、市ホームページで公表（R7.8.1）しています。（別紙1）

第三者調査委員会や2つの百条委員会からのご指摘やご提言について、引き続き対応すべき課題があることも承知しております。これらの課題については、解決に向けて取り組みを継続し、市民の皆さまの信頼回復につなげることが大事であると考えております。

また、制度復帰後に二度と同じ過ちが生じることがないように以下の取り組みを実施しました。

#### ① 中間事業者の導入

第三者調査委員会からの提言を踏まえ、健全な運用の確保と事務の効率化を図るため、これまで直営で行っていたふるさと納税業務に関して、業務全般を行う中間業者に業務を委託。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### ② 募集要領の改正

以前の募集要領を改正し、返礼品事業者の要件や返礼品の要件を厳格化しました。

#### ア 返礼品事業者の要件（主なもの）

- 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点または役務（サービス）の提供が市内にあることを明記した。
- 中間事業者と直接「ふるさと納税返礼品取引契約」を締結し、その契約内容を確実に履行することや中間事業者が指定する、ふるさと納税管理システム及び配送事業者を利用した受注管理等を行うことで、送料を実費精算する制度とした。
- 食品を提供する場合、食品表示法に違反することがないように体制を整備すること、寄付者からのクレームに対する真摯な対応や損害賠償が生じた場合の責について明記した。
- 本市及び中間事業者の指示への対応や定期的な調査・確認のための実地調査に協力することを明記。

#### イ 返礼品の要件（主なもの）

- 洲本市に縁のある市区町村の産品表示は削除し、総務省が示す地場産品基準に適合するものであることを明記
- 返礼品に関する各種法令を遵守すること、食品提供の場合、地場産品基準や商品表示、法の順守することなどを明記した。
- 宿泊券等は6か月以上の有効期限や記名、通し番号の付記など転売防止体制の措置を講ずることを明記。

### ③ チェック体制の強化

- 返礼事業者登録にあたっては、市と中間事業者が事業所に出向き、事業者に返礼品登録や産品基準を説明。その上で、申請を受け付けることとし、申請された返礼品については、中間事業者の確認の後、改めて市が地場産品基準や産品の3割基準、送料を含めた5割基準、寄附額に対する割合などを確認するなど、中間事業者と市の双方で返礼品基準などについて、二重のチェック体制整備を図った。
- 加えて、中間事業者との毎月定例的に打ち合わせを行い、事務の執行状況、業務分析や対すべき課題がないかなどを協議している。

以上の取り組みを実施することで、ふるさと納税制度や法令を遵守した業務運営が行えるよう努めている。

※最終ページに参考資料あり

### （議会）

議会では、ふるさと納税問題にかかる原因究明、復帰までの対応について確認するべく、特別委員会及び100条委員会（地方自治法第100条に基づくより強い調査権限を持つ特別委員会）を設置し、調査をしてまいりました。

令和4年3月の臨時市議会において、ふるさと納税に関する不明瞭な事務処理が明らかになったことから、議会では、ふるさと納税問題調査特別委員会を設置し、同年7月

## 地区課題等について（大野連合町内会）

に執行部に対して第三者調査委員会による調査を求めました。これに応じて、有識者等による洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会が設置され、詳細な調査がなされました。

調査項目に応じてそれぞれ設置した 100 条委員会、「元市職員の不適切な事務処理等の調査に関する特別委員会」及び「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会」では、ふるさと納税の事務処理の中で、不適切であった部分などについて、記録等の確認、証人への尋問、書面での尋問などの手法により、その原因究明に努めました。その結果として、ふるさと納税に関する事務における、執行部のずさんな計画、管理による業務体制や、特定の職員に権限が集中していたこと、内部統制システムが機能不全となっていたことなどが明らかとなり、議会としては、告訴等を含めた必要な対応を行い、市政に対する信頼回復への取り組みを切に要望いたしました。

また、ふるさと納税事務調査特別委員会では、100 条委員会による調査以降も、適切な事務処理がなされているかについて調査し、昨年 10 月には本市がふるさと納税制度へ復帰することとなりました。

本件については、議会としても重大な教訓とし、今後の市政の監視機能の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

### 【戎ヶ丘】

災害時における交通渋滞対策について

島外車の通行が多い昨今、災害時（土砂崩れ・交通事故）等で国道バイパスが通行止めまた渋滞発生が懸念されます。対応として、戎ヶ丘敷地内への迂回路または避難所としての利活用を提供するため、団地入口へ案内・注意看板の設置を要望いたします。

⇒回答（消防防災課）

災害時に避難所への案内や迂回路の件、大変ありがたい話であると考えています。

しかし、平時より迂回路等の看板を設置することにより、ドライバーに通り抜けできる道と捉えられ、通行量が増え、トラブルの原因になると考えています。つきましては、災害時に迂回路等の案内板を設置することが良いと考えています。

### 【戎ヶ丘】

町内会ごみ問題に関する質問・要望について

近年ごみステーションへの「分別無視の投棄」および「不法投棄」に伴う深刻な問題が発生しており、町内会として対応が困難な状況にあります。投棄者が町内会員か、他地域からの持ち込みなのか不明である。その結果、町内会員が後処理を強いられる矛盾が生じており、不公平感と不満が高まっています。

町内会からの質問として

① 分別無視・不法投棄問題について、洲本市としてどのような対策が可能か。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

- ② 町内会に責任が偏る現状を改善するため、行政として実効性のある支援策を講じる考えはあるか。
- ③ 他地域からの持ち込み投棄が疑われる場合、市として調査・指導・取り締まりが可能か。
- ④ 適正なステーション管理ができるよう、市の継続的なフォロー体制を構築する考えはあるか。

町内会住民からの要望として

- ① 不法投棄防止のため、主要ごみステーション周辺への防犯カメラ設置を強く要望する。
- ② 分別無視・投棄抑止のため、市として啓発文書の配布、注意看板の設置、巡回強化などの施策を実施してほしい。
- ③ 回収不可となった際、町内会任せにしない行政サポートの仕組みを検討していただきたい。

⇒回答（生活環境課）

【質問への回答】

- ① 適正な分別の仕方や不法投棄防止に関しては、従前から分別カレンダーなどでの啓発や啓発用の注意看板の地元町内会への提供を行っております。また、3か月間にはなりますが、エコステーションを対象とした不法投棄防止用の監視カメラも用意しております。
- ② ごみ集積場所などの維持管理につきましては、ご利用の町内会でしていただいております。現在のところ、市としても有効な提案が無いことをご容赦ください。
- ③ ごみの中に、他地区の人の住所・氏名が判明できるものがあつた場合、当該行為者へ注意し、適正な排出の指導を行います。
- ④ エコステーションの維持管理については、多くの町内会から同様の相談を寄せられております。市では、注意看板の提供や期間限定ですが不法投棄防止用の監視カメラの貸し出しを行っております。また、些少ですが年間の維持管理に対し助成金の交付もさせていただいております。

【町内会住民からの要望】

- ① 申し訳ありませんが、生活環境課で貸し出しを行っておりますのはエコステーションの不法投棄防止用の監視カメラです。ご希望のごみステーションの監視用のカメラにつきましては、地元町内会でお願いします。
- ② 質問への回答①でもお答えさせていただきましたが、適正な分別の仕方や不法投棄防止に関しては、従前から分別カレンダーなどでの啓発や啓発用の注意看板の地元町内会への提供を行っております。注意看板につきましては生活環境課の窓口で提供しており、設置は申請者の方でお願いしておりますので、設置場所の許可を取って取り付けをお願いします。巡回については、洲本警察へパトロールの重点先として情報提供を行います。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

- ③ 質問への回答②でもお答えさせていただきましたが、ごみ集積場所などの維持管理につきましては、ご利用の町内会でしていただいておりますが。ご要望の内容について検討していきたいと思っております。

### 【戎ヶ丘】

国道バイパス出口付近の安全対策について

現在、国道バイパス出口付近は見通しが悪く、車両の出入りにおいて危険が生じやすい状況です。つきましては、左右両方向へのカーブミラーの設置を要望いたします。

これにより、交通事故防止および歩行者・車両双方の安全確保が期待されます。

⇒回答（建設課）

カーブミラーは見通しの悪いカーブや交差点などにおいて、ドライバーの目視確認が困難な場合に限り、安全確認の補助的施設として設置しております。

現地調査の結果、当該交差点は止まれの交通規制があることから、一時停止後、徐行し目視確認が可能であり、また左右ともに見通しが良好であることから車両等の視認が可能と考えられるため、現状ではカーブミラーの設置は致しかねます。

### 【戎ヶ丘】

災害時における交通渋滞対策について

島外車の通行が多い昨今、災害時（土砂崩れ・交通事故）等で国道バイパスが通行止めまた渋滞発生が懸念されます。対応として、戎ヶ丘敷地内への迂回路または避難所としての利活用を提供するため、団地入口へ案内・注意看板の設置を要望いたします。

⇒回答（消防防災課・建設課）

（消防防災課）

災害時に避難所への案内や迂回路の件、大変ありがたい話であると考えています。

しかし、平時より迂回路等の看板を設置することにより、ドライバーに通り抜けできる道と捉えられ、通行量が増え、トラブルの原因になると考えています。つきましては、災害時に迂回路等の案内板を設置することが良いと考えています。

（建設課）

戎ヶ丘団地内の道路は生活道路であり、幅員が十分に広くないこと、また道路の屈曲（曲り角）箇所も多いことから、島内の基幹道路である国道の迂回路として利活用することは、地域住民や地域交通に混乱を与えることが想定されることから、困難であるものと考えます。地域での災害時対応の提供（申し出）は誠に感謝申し上げます。

### 【宇原県住】

塩屋緑地公園の全体周りに金網フェンスの設置を依頼したい。（ボールが道路に転がって

## 地区課題等について（大野連合町内会）

行くため）※道路に沿ってL字型のような形で設置をお願いしたい

⇒回答（消防防災課）

ご意見を賜り、ありがとうございます。

現地や関係者に確認の上、対応したいと考えています。

### 【宇原県住】

宇原県住前の通学路が暗い。外灯設置を要望する。

⇒回答（市民協働課）

外灯（防犯灯）につきましても、夜間の地域住民の安全な通行と犯罪の抑止を図るため、各町内会で設置、維持管理されていまして、現在、市内には約5000灯の防犯灯があります。

市では、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、その防犯灯の管理費の一部（電気料金）を補助しています。

町内会で電柱に共架したものや、私設電柱に設置した新設防犯灯について、電気代助成の対象となるのは、既に助成の対象となっている防犯灯との直線距離が50m以上空いている必要があります。

ただし、曲がり角や坂道などで特例となる可能性もありますので、その場合は市民協働課までご相談ください。

なお、例外的に主要道路上で付近に民家が少なく、かつ受益範囲が複数の町内会住民に及び、当該町内会で設置することが困難な位置にある場合等、条件によっては公的な防犯灯の設置が可能となることもございます。

### 【宇原県住】

宇原県住裏周りの溝掃除を依頼したい。（田んぼからの泥や草）

⇒回答（生活環境課）

市が所管する水路は市内に大変多く存在し、その全てを市が清掃することは困難であるため、原則として受益を受ける方々で行っていただいております。ご相談の場所は田主水路かもしれません。この場合、地元の田主にご相談いただきますようお願いいたします。

また、地元町内会様で清掃される場合、除去したごみや汚泥等については、年2回実施しています「全島一斉清掃によるゴミの収集」の時に、回収させていただいております。

なお、これとは別に、例えば、隣保単位などで地域の方々が協力して水路等の清掃を行っていただく場合には、事前に市役所生活環境課へ申し込んでいただく必要がありますが、「ボランティア活動に伴うごみ収集」として市が回収させていただきます。清掃に必要なごみ袋、土嚢袋はお渡ししておりますので、よろしくお願いたします。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 【宇原県住】

三熊山公園の遊具がほとんど壊れているので、メンテナンスをお願いしたい。

⇒回答（商工観光課）

現在、三熊山東園地の遊具は老朽化により安全に使用することが困難になったことなどから撤去しています。

この周辺で遊具を備えた公園としては広域消防とイオンの間に防災公園がございますので、こちらをご利用いただければと思います。

また、子育て世代からの要望等を受け、誰もが安全に安心して利用できる遊具を市民広場に設置する準備を進めておりますので、完成の際にはこちらでもご利用いただきますようお願いいたします。

### 【宇原県住】

宇原県住前の通学路ベルコまでの区間の道路が陥没している。舗装工事を要望する。

⇒回答（建設課）

経年劣化により、ひび割れ等が発生している箇所を確認しております。陥没（ポットホール）箇所は、応急対応しました。

舗装修繕については、市内各地域から要望が多く出されており、その中で、損傷状況等優先順位をつけて行っており、修繕の必要な段階で順次工事实施してまいります。

### 【宇原県住】

通学路になっているため、ベルコから赤坂歩道橋までの草刈りをしてほしい。

⇒回答（建設課）

市道の草刈りについては、市内の市道延長が約 750km と非常に長く、全ての市道において実施することは難しいため、不特定多数の通行がある幹線道路や交通量が多い生活道路などに絞って、実施している状況であります。

当箇所については、交通量は少ないものの河川美化の観点から 1 年に 1 回草刈を実施しているところではありますが、年間を通じて繁茂を抑制することは困難であります。

そのため、地域の皆さまで実施している道路愛護作業や全島一斉清掃などで協力をいただいているところです。地域の皆さまのご協力を引き続き、お願いしたいと思っております。

### 【赤坂】

洲本市議会議員について、削減があると聞きましたが、今後も段階的に継続していくのですか？合理化等も含めて教えてください。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### ⇒回答（議会）

議員定数については、ご承知のとおり、令和4年12月議会にて、次の一般選挙より2名削減することを決定しており、本年3月の市議会議員選挙より適用されることとなります。これは、人口減少による財政規模の縮小を踏まえ、執行部でも事業の見直しや徹底した削減への取り組みが行われる中で、議員が自らを律し、定数削減を実行する意義が大きいと考え、議員自ら提案し、可決したものです。

議員定数の削減に関する今後の具体的な見通しは、立てておりませんが、議会では、平成21年12月に「議会基本条例」を制定して以降、積極的に議会改革に取り組んでおります。具体的には、議会運営委員会において、常に議会のあり方について見直しを行うべく、継続して協議をしております。その中で、議会の合理化、効率的な運営ができる体制を整えてまいります。

### 【赤坂】

赤坂町内の市道について、道などは順次修繕いただいておりますが、溝・側溝も経年劣化により壊れている部分がありますので、確認の上、修理をお願いします。

### ⇒回答（建設課）

赤坂町内の市道については、舗装修繕工事を順次実施し、本年度で要望のあった区間について完了いたしました。工事期間中は何かとご不便をおかけいたしました。皆様のご協力ありがとうございました。舗装修繕の際、修繕の必要のある側溝等についても修繕をした箇所もございますが、現状で破損などにより機能不全や通行等に支障となっている場合には、修繕してまいりたいと思います。本市の限られた予算の中で工事を進めており、優先順位や費用対効果などにより、すぐにご要望に沿えない場合が多々ございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 【赤坂】

エコステーションの分別回収について、分別違いが見られます。分別方法のお知らせ等を再度見直し、より分かりやすい表現の検討をお願いしたい。

### ⇒回答（生活環境課）

市では、持続可能な社会を目指しており、ごみの減量化の推進や国によるプラスチックの分別収集の促進に関する法律の施行にも併せ、資源物のリサイクルを促進しております。

分別が分かりにくいとお声を受け、分かりやすく説明した環境学習用の冊子、「すもてなぶる」を作成しており、現在、内容の一部を刷新中です。生活環境課の窓口にて配布できるよう準備しております。

このほか、分別カレンダー等についても今後も分かりやすいよう改善を心掛けてゆきます。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 【前平】

○無人運行バスの拡大計画について

いよいよ、洲本一由良・温泉街の間で試運行が始まったが、今後の拡大計画を展開してください。また計画があるのなら早く進めて欲しい。

大野地区では連合町内会などによりコミュニティバスが運行されているが、単位連合に任せるだけでなく、今後の高齢化を考え、公共バスの身運行地域への展開を検討ください。

⇒回答（企画課）

- ① 持続可能な交通体系の再構築やにぎわいの創出による地域経済の活性化をめざし、令和7年11月14日（金）から同年12月14日（日）までの間、午前9時30分から午後5時までは洲本市街地と由良地区を結ぶルートを、また、午後5時から午前0時までは繁華街と温泉街を結ぶルートを実証運行として自動運転バスを走行させています。
- ② 市においては、人口減少が進み、今後、バス運転手の確保が困難になることが懸念される中で、円滑な移動環境を維持・確保するための対応策のひとつとして、自動運転バスを走行し、実証を行うことで、将来的な公共交通不便地域の解消につなげてまいりたいと考えております。
- ③ なお、今後の展開につきましては、今回の実証結果等も考慮しながら、検討してまいります。

### 【前平】

○小学校の統合問題について

少子化に伴い、小学校の統合が検討されている。また、本市は2050年消滅可能性自治体に挙げられている。（淡路島で唯一）

課題対応策の検討も大事だが、人口増加・若年層の呼び込みと定着化といった根本対策を強く進める必要がある。隣市との比較において何が強みで何が弱みか、また、改善策が何かを示して欲しい。

⇒回答（企画課）

- ① 「消滅可能性自治体」とは、2020年から2050年までの30年間に於いて、20歳から39歳までの若年女性人口の減少率が50%を超えると予測されている自治体のことで、民間の有識者団体である「人口戦略会議」が2024年4月に公表し、本市も指定されております。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

- ② そのため、人口増加を目指し、従来から移住世帯や新婚世帯向けに行っていた定住促進施策である「おいでよ洲本新生活支援事業」に加え、子育て世代の女性向けにテレワーク講座を開設する等して若年女性人口の呼び込みを進めているところです。
- ③ また、高等学校卒業後に進学や就職のため、島外へ出る若者に対し、早い時期から地域の魅力を発信し、未来を担う若者たちとつながる機会を提供する「すもとオープンファクトリープラス事業」も展開しております。
- ④ これらの取り組み以外にも、島内の2市にはない本市独自の強みである「都市機能の集積（公共施設等による各種のサービス、中核的な医療機関、教育・文化施設、産業・観光施設、情報化推進施設等の充実）を生かし、「住みやすい・住み続けることが可能なまち・洲本」を広くアピールし、消滅可能性自治体の解消に努めてまいります。

### 【前平】

#### ○観光事業について

本市の観光事業の核は、温泉街と認識している。宿泊客の伸びも隣市より多く、過去からの観光資源を活かしている。ただ、来訪客数は、圧倒的に少なく、対応する産業も弱いのではとの印象。観光地盤を強化するには、温泉街だけでなく、レトロこみちやカネボウ跡地、三熊山などの各事業の連携や観光駐車場の設置、チャレンジショップの集約を面対応で考えるべき。現状の方策は？

#### ⇒回答（商工観光課）

淡路島に訪し、宿泊する方の約半数（民宿泊除く）が本市で宿泊されております。しかし、ご指摘のとおり市内への入込数は少ないのが現状と認識しております。

本市では、市内観光周遊を促進する実証実験(11/17～1/16)として、電動アシスト自転車を20台配置しています。気軽に利用できるシェアサイクルにより市内回遊を促し、地域経済の活性化につなげたいと考えています。

チャレンジショップについては、洲本商工会議所にチャレンジショップがあり、これまでも8店舗が利用しているところです。今のところ、市としてチャレンジショップを集約する計画はございません。

ただし、本市では起業する方への企業助成制度を設けており、起業に必要な初期投資の軽減を図ることができるもので、起業の後押しとして多くの方に利用されております。

また先般、中心市街地における遊休地等の利活用に向けたアンケート調査を実施いたしました。魅力あるまちづくりと持続可能な観光振興を推進するため、皆様の貴重なご意見を今後の施策に反映したいと思っております。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 【前平】

○アグリ公園の管理について

同公園には、東屋周辺や周囲の堤防にたくさんの樹木が植えられているが、剪定がたまにしか行われず、荒れているように見えます。見通しが悪くなることで、東屋は使いづらく、また防犯上も良くないと考えます。剪定頻度を増やすなど環境整備をお願いします。

⇒回答（農政課）

アグリ公園の周囲にはイブキなどの植栽がありますが、樹高が高く生育しており、見通しの悪化や蔭が絡むことによる景観の悪化は本市としても認識しているところです。

公園周囲の樹木については、順次剪定を行っていく予定ですが、本数の多さや樹高の高さから相応の費用が掛かることが想定されるため、複数年にまたがって計画的に実施してまいります。

### 【前平】

○アグリ公園の活用促進について

活用頻度が少なく、せっかくの施設がもったいないです。かつては、農業祭やスポーツ活動にも多く活用されていました。

消防の操法大会や駅伝大会だけでなく、広く活用されるような活用促進策を検討ください。

⇒回答（農政課）

アグリ公園は、市民の健康増進や農業振興、都市と農村の交流を目的に幅広く活用できる多目的施設です。

特に以前は、少年野球や少年サッカーなどの地域のクラブチームが頻繁に利用しており、畜産共進会や農業祭も実施していたところです。

しかし、子供の数が減少し、農業従事者の高齢化なども相まって以前のような活用が少なくなっているのが現状です。

本市としても、多くの方が使ってみたいと思うような「にぎわいのある公園」となるよう検討してまいります。

### 【前平】

○オニオンロードの道路標識について

県道畑田組栄町線との交差点（鮎屋ダム下）は、標識がないため、道路の優先が不明で危険です。事故回避のためにも、標識を設置するよう働きかけ願います。

⇒回答（農地整備課）

交通規制に係る標識（止まれ）設置の判断につきましては、公安委員会（窓口は洲本警察署）が行うこととなっております。市からも、標識等安全対策については要望してま

## 地区課題等について（大野連合町内会）

いりたいと思います。

### 【前平】

○オニオンロードの開通時期について

現在、工事が一部区間で進んでいるが、既着工区間の開通を急いで欲しい。また全面開通時期を教えて欲しい。（区間の工事が延長され、全体にも影響があるのではと懸念される。）

⇒回答（農地整備課・建設課）

交通規制に係る標識（止まれ）設置の判断につきましては、公安委員会（窓口は洲本警察署）が行うこととなっております。市からも、標識等安全対策については要望してまいりたいと思います。

### 【前平】

○県道畑田組栄町線の整備について

同線は従来、通行車両が少なかったが、最近はおニオンロード関係の工事車両や観光客の車両も増加しています。路面も傷みも目立っており、補修を進めるよう、県にも要請をお願いします。

⇒回答（建設課）

道路管理者である兵庫県に対しまして、要望内容をお伝えします。

### 【前平】

○オニオンロードの開通時期について

現在、工事が一部区間で進んでいるが、既着工区間の開通を急いで欲しい。また全面開通時期を教えて欲しい。（区間の工事が延長され、全体にも影響があるのではと懸念される。）

⇒回答（建設課）

既着工区間(池内～千草、上田原池付近)の開通時期については、事業主体である兵庫県洲本土地改良事務所より、令和7年度末頃供用開始に向けて、現在鋭意工事中と聞いています。

また市の道路整備としましてオニオンロードの延伸部にあたる「大野千草線」は上田原公会堂東の交差点までは整備済みですが、そこから北（宇原方面、ゴルフ場方面）へ伸びる「宇原猪鼻線」が事業中で、洲本市の「外環状線」と言われる宇原から千草、小路谷へと計画される道路に繋がります。宇原（28号バイパス宇原交差点）から千草（千草公会堂付近）へのバイパス道路として事業中の「宇原千草線」、また昨年度より事業化した上物部（支援学校付近）へ繋がる「山神線」と接続することとなります。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

事業中の3路線「宇原千草線、宇原猪鼻線、山神線」の開通時期については、それぞれ事業区間も長く、現状では用地取得の見込みや事業費の確保など、先行きが不透明な部分が大きいため、お知らせできる状況にないのが実情であります。早期完成に向けて取り組んでまいります。また小路谷地区へ繋がる「小路谷千草線」はこれら3路線の進捗を図りながら、事業着手に向けて調整していく予定としております。

### 【前平】

○市道のパトロール

市道の路面補修や防犯灯の設置などは町内会より上申するのが通常ですが、行政からもパトロールを強化し、改善につなげるといったアプローチも検討ください。

⇒回答（建設課）

市道の維持管理としましては、職員によるパトロールや市民の皆さまからの情報や修繕要望に対して、現地の状況を確認し、危険度、緊急性、必要性を判断し、簡易な補修作業で対応できるものは適宜迅速に、作業員による直営作業で実施しております。また、規模が大きくなるものについては、建設業者による維持修繕工事などで対応しております。限られた人員や予算の中、必要とされる補修箇所も多く、すぐにご要望に沿えない場合が多々ございますが、適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 【池田】

鹿の柵をする予算を拡充してもらいたい。現状、希望が多すぎて、希望者全員に当たらない状況になっています。

⇒回答（農政課）

本市においては、シカ、イノシシなどの鳥獣被害対策の一つとして、以前より国庫補助を活用した「鳥獣被害防止総合対策事業」を実施しています。

この事業は、シカやイノシシなどによる農作物被害を防ぐために、金網柵やワイヤーメッシュなどの侵入防護柵の設置に伴う資材費が国の全額交付金で支援されるものです。

本事業の予算状況については、昨年度までは、ほぼ要望額通りの予算措置がされておりましたが、今年度は全国的に要望額が増加したことなどから、要望額の4割ほどの交付となったところです。

本市としましては、島内三市と連携し、県（洲本農林水産事務所）を通じて国（農林水産省近畿農政局）への働きかけを行っているところです。

来年度以降も引き続き、各集落からの要望に応えられるよう、予算確保に努めてまいります。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 【池田】

農道等の舗装のために支給されるセメントの予算を拡充してもらいたい。施工箇所に対して足りない状況です。

#### ⇒回答（農地整備課）

生コンなど原材料支給の予算拡充については、他の集落からも同様の声を多く頂いている状況で、引き続き、予算確保に向けて努力してまいります。

### 【池内】

#### ○鹿、猪の被害対策

池内地区は、山に接しており、山側から多数の鹿、猪が農地へ侵入し、農作物を食い荒らす等、その被害対策に大変な労力を掛けている。鳥獣害防止金網を山際に設置しているが、鹿、猪の通り道を完全には封鎖出来ない状況にあり、被害対策を願いたい。毎晩、鹿、猪が走り回っています。電気柵をしてもどこからか入ってきて野菜を食べます。根本対策をお願いしたい。

#### ⇒回答（農政課）

鳥獣被害への対応としては、農作物の食害を防止するため田畑や集落への侵入を防ぐ「防除」、有害鳥獣の数を直接減らす「駆除」の両面からのアプローチが必要です。

集落防護柵の設置は完全な防御効果をもたらすものではありませんが、重要なものとして引き続き市内各集落での設置を支援してまいります。

また、駆除の拡大を図るため、新規の狩猟免許所持者を増やすことを目的に、新規免許取得者に対する費用補助、新たに活動を開始される方に対し箱わなの貸与などを行ってまいります。

引き続き、これらの施策を継続し、特に若年層の捕獲従事者を確保するとともに、集落ぐるみで行う有害鳥獣の駆除を積極的に推進してまいります。

### 【池内】

高齢者が多くなり、町内会のリサイクル立ち番、神社清掃頻度が多く大変です。

#### ⇒回答（市民協働課）

町内会組織については、快適で暮らしやすい地域づくりのために、地域住民の皆さんによって自主的に結成された組織であり、少子高齢化や価値観の多様化等により、会員数が減少している町内会も多く、運営に苦慮している町内会があることもお聞きしておりますが、市がその町内会の運営に直接かかわることはできないものと考えております。

ご質問で、例に挙げていただいているリサイクルの立ち番や神社清掃等についても、町内会としての、快適な地域づくりのための一つの取り組みかと思っておりますので、そこは

## 地区課題等について（大野連合町内会）

それぞれの町内会で役割や回数の負担軽減策等を検討していただけたらと思います。

なお、安全・安心、そして快適で暮らしやすいまちづくりを推進するうえで、市としても町内会の皆様のご理解とご協力は欠くことのできないものですので、相談・情報提供等、市として出来る限り支援していきたいと考えております。

### 【池内】

オニオンロードで夜遅くオートバイの走行音がうるさい。また他府県ナンバー車が入ってきて不安を感じる。

#### ⇒回答（生活環境課）

深夜でのオートバイによる騒音被害や他府県ナンバー車による不安につきましては、洲本警察に重点地区としてのパトロールをご相談いただくのが最適と考えます。

具体的に要望内容のような事案が発生した際には、地元住民から直接、洲本警察署にご相談いただきますようお願いいたします。

また、生活環境課では騒音被害防止用の啓発看板を提供しておりますので、設置場所の所有者（管理者）の同意を得たうえで、設置をお願いいたします。

### 【木戸】

#### ① 護岸法面の補修

土仏川の一部護岸上法面が崩れているので、道路のコンクリート舗装の下が空洞状態です。歩行中に陥没し、川に転落の心配があります。

#### ⇒回答（建設課）

土仏川のブロック積み護岸には異常がありません。

道路の当該箇所は里道となっており、財産管理は洲本市、維持管理は木戸町内会で行っていただいております。ご要望箇所のブロック積み護岸の上部は道路の支え地でありますので、道路を利用する関係者にて道路修繕、転落防止柵設置などを行っていただくようお願いいたします。

修繕に際し、施工方法によっては、ブロック積み護岸に影響を及ぼす場合がございますので、事前にご相談をお願いいたします。

### 【木戸】

#### ② 河川中及び護岸の雑木

大木になる前に伐採してほしい。

#### ⇒回答（建設課）

洲本市の管理する河川における、雑木や土砂等の除去についての判断としましては、地域からの要望やパトロールなどにに基づき状況を把握し、流下能力が低下し、治水機能

## 地区課題等について（大野連合町内会）

への影響が大きいと判断される場合に、除去を行っています。ご要望箇所について、現地確認を実施しており、流水阻害になりうる樹木については除去してまいります。

## 地区課題等について（大野連合町内会）

### 当日、議会懇談会にていただいた地域課題等

#### 【3班（前平・木戸・池田・池内）】

鳥獣害被害について、鹿等の個体数は増加し、ハンターは高齢化している。特別公務員としてハンターを雇って除去・処理等をしてもらうなど、行政で能動的に対応してもらえませんか。

#### ⇒回答（農政課）

自治体がハンターを雇う仕組みは野生動物管理を持続可能にするためには有力な選択肢の一つと考えています。特に最近是全国的なクマ被害により、ガバメントハンターがニュースでも取り上げられているところです。

本市においても、過去にハンターの直接雇用を検討しましたが、現行の法制度では、公務員が銃を使用する際の規定や責任の整理が十分に整っておらず、速やかに導入することは難しく、また、法制度に加えて予算面（数名の雇用なら成果が望めない）や猟友会など既存組織との調整などクリアしなければならない課題が多く、導入には至らなかった経緯がございます。

引き続き、全国や他地域での状況などの情報収集に努めますが、現実的な対応としては、新規狩猟者を増やすなどの取り組みや捕獲報償費、集落防護柵の支援及び集落ぐるみの鳥獣害対策助成などの充実に努めてまいります。

どうかご理解いただきますようお願いいたします。

#### 【4班（赤坂・宇原）】

市民交流センターについて、令和6年1月に大野公民館で実施した地域別まちづくり懇談会にて、野球場、陸上競技場等も利用者が多く存続の要望があることを伝えたが、今後の利活用のあり方について変化はありましたか。また、解体等をする場合は、いつされますか。地域住民には、前もって知らせてもらえるのでしょうか。

#### ⇒回答（生涯学習課）

ご承知のことと存じますが、プールについては、長寿命化を図るため、令和8年度から9年度にかけて大規模改修工事を実施する予定となっております。

現在ホールを休館としておりますが、本館につきましては、現在使用中の体育室、会議室等についても劣化が著しい状態ではありますが、可能な範囲で使用し、劣化の程度により、都度判断してまいりたいと考えております。

野球場・陸上競技場については、社会情勢や地域特性を十分に加味し、施設の様々な可能性を考慮しながら、整備方針の検討を続けているところです。

今後の進捗に応じ、必要が生じた場合には、適切な時期に適切な方法で情報共有を図ってまいります。

#### 【4班（赤坂・宇原）】

## 地区課題等について（大野連合町内会）

市民交流センターでの大会・イベント時において、駐車場が不足しているのので、（現在解体されている）旧亀谷市営住宅跡地を駐車場として利用できないか検討してもらえますか。また、駐車場不足への対策についてどのように考えていますか。

### ⇒回答（生涯学習課）

新亀谷市営住宅跡地につきましては、市の管理地であり、駐車場利用について検討しますが、収容規模が10～15台程度と効果は限定的です。根本的な解決については、市民交流センターの今後の整備方針を検討する中で、併せて対策を講じていきたいと考えております。

### 【4班（赤坂・宇原）】

県道広田洲本線の足助モータース前からシラミズマート付近の一部拡幅工事が実施されているが、全体計画はどのようになっているか。通学路でもあるので、歩道整備等が計画に入っているのか、安全確保のため早期完成をお願いしたい。県道のことですが、市から要望いただき、また県の計画についても教えていただけますか。

### ⇒回答（建設課）

県道広田洲本線は兵庫県管理の道路ですが、道路幅員が充分ではない区間があることから歩道の未整備区間がございます。兵庫県では、事業執行について計画的かつ効率的に道路整備などの社会基盤整備を進めるため、今後10年間（R6～R15）のひょうごインフラ整備プログラムを策定、公表し、それに基づき道路整備を行っているところであります。足助モータース様前から西側約320m区間（岡島様宅付近）について交通安全対策として歩道設置（片側）についての整備を進めていく予定となっております。地元のご理解、ご協力が必要不可欠となりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、洲本市からも円滑に事業執行いただけるよう引き続き要望してまいります。

1 基本方針

ふるさと納税問題に端を発して、不適切な事務処理等が明るみとなった問題について市議会において市議会の調査特別委員会及び百条委員会、第三者調査委員会などの提言等について、そのまま受け止め、対処を果たしていく考えである。

2 対処方針・取扱いについて

1) ふるさと納税問題調査特別委員会

項目	市の対処方針・取扱い
<p>&lt;R5年10月19日報告&gt;</p> <p>①基準を遵守した制度設計、チェック体制及び管理体制の確立、産品と参加事業者に関して厳格化及び明確化</p> <p>②外部等の意見を聴取し、業務体制の見直し、外部講師による研修実施</p> <p>③速やかに取り組み、市民の信頼回復に努める</p>	<p>・再発防止と業務の適正化に取り組みのための業務分析等支援業務を公募により委託(R6年4月16日契約締結 12月17日完成図書受領：株式会社ふるさと納税総合研究所)</p> <p>・外部講師によるコンプライアンス研修の実施(特別職を含む正規職員(ただし医師職を除く))管理職 R6年2月</p> <p>管理職を除く全職員 R6年6及び9月</p> <p>今後予定：マネージメント研修 監理・監督職 R7年6月</p>

2) 第三者調査委員会

項目	市の対処方針・取扱い
<p>9つの問題点の指摘</p> <p>①3割基準、②地場産品基準、③利用券と在庫、④おまけ、⑤業務体制、⑥会計と監査、⑦内部統制やガバナンス、⑧寄附者に対する特殊な扱い、⑨制度復帰時期</p> <p>上記に対する再発防止策として、28項目の政策提言の提示がなされる</p>	<p>(R5年9月7日最終報告書を受領)</p> <p>政策提言があった28項目に対して、具体改善策をとりまとめ、ふるさと納税問題調査特別委員会にR7年2月に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計手続きマニュアルの改正</li> <li>・個別外部監査契約に係る条例制定</li> <li>・機構改革及び組織改編</li> <li>・公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する規定の改正、外部相談窓口の設置</li> </ul> <p>[本編に詳細を記載]</p>

3) 住民説明会と広報

項目	市の対処方針・取扱い
<p>第三者調査委員会の調査報告書を受領後、市民に説明</p> <p>28項目の提言に対する具体改善策を市民に説明</p>	<p>・住民説明会の開催[R5.10.2～R5.10.10] 延べ5回開催 延べ543名の出席 模様をCATVで14回放映、質問・意見に答える番組を12回放映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報</li> </ul> <p>第三者調査委員会の最終報告内容記事掲載 (R5.10月号)</p> <p>ふるさと納税問題の特集記事掲載 (R7.3月号)</p> <p>債務残高の状況を隔月に掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CATVによる広報</li> </ul> <p>「ふるさと納税制度への復帰に向けて」を放映し (R7年3/17～3/30)、市HPで動画視聴を公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、適宜、取組を市HPで掲載広報</li> </ul> <p>[本編に詳細を記載]</p>

4) 百条委員会

項目	市の対処方針・取扱い
<p>①元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会</p> <p>i 温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について</p> <p>ii お節料理の管理について</p> <p>iii 旧東京アンテナショップでの在庫管理について</p> <p>iv 商品券を使用して購入したPC・プリンターについて</p> <p>②株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会</p> <p>i 旧東京アンテナショップに係る業務委託について</p> <p>ii ふるさと洲本もともと応援事業の特産品等の提供に関する事務について</p>	<p>・関係職員懲戒処分(R7年2月)及び今後の対応協議中</p> <p>・賠償責任監査請求を市監査委員へ提出 (R7年3月)</p> <p>・契約時のリスク分担の明示、指示・協議等を文書化する旨を職員に通達</p> <p>・告訴状を提出し、受理(R6年12月)</p> <p>・市の契約に係る取扱いを厳格化</p> <p>・今後、公社の組織体制の抜本的な見直しを図る</p>

5) ふるさと納税事務調査特別委員会

項目	市の対処方針・取扱い
<p>第三者調査委員会からの28の政策提言に対する取り組み状況を調査</p> <p>検討・協議していく課題とされた問題点</p> <p>①3割基準、②地場産品基準、③業務体制、④会計と監査、⑤内部統制やガバナンス</p> <p>&lt;中間報告 R6年3月、R7年3月&gt;</p> <p>現在、特別委員会を継続中</p>	<p>取り組み状況を随時報告</p>

3 復帰に向けての対応

項目	市の対処方針・取扱い
<p>1) 組織関係の再編等</p>	<p>制度復帰を目指すための体制に組織再編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画情報部 魅力創生課の業務の一部を企画課、産業振興部商工観光課に移管 (R5.11.1)</li> <li>・企画情報部 魅力創生課を廃止し、業務を財務部行革推進室に移管 (R7.4.1)</li> <li>・企画情報部長に財務部特命参事(ふるさと納税問題調整担当)の兼務発令 (R7.4.1)</li> </ul>
<p>2) 県・国への説明</p>	<p>適宜、所管・監督官庁である総務省(市町村税課)に報告するため、県の市町振興課と相談しながら説明内容等を整理。総務省(市町村税課)に説明</p>
<p>3) 中間事業者の決定</p>	<p>中間事業者をプロポーザル方式で選定 (R7年3月31日契約締結、契約期間は、R10.3.31まで。レッドホースコーポレーション株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月議会で債務負担予算議案議決</li> </ul>
<p>4) 参加事業者説明会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返礼品事業者説明会の開催を広報(R7年4月)</li> <li>・R7年4月25日及び5月9日の2日間で延べ3回の説明会を開催予定</li> </ul>

## ふるさと納税問題に関連するこれまでの取組について

種別	適用・実施日	名称	発出者	内容
通達	令和5年2月28日 (通達) 令和6年10月28日 (再掲)	決裁手続の適正な執行について (依命通達)	副市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書の起案及び決裁の重要性</li> <li>文書作成時の留意事項</li> </ul>
規則	令和5年4月1日	洲本市財務規則(改正)	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計管理者の協議が必要な支出負担行為の額を3,000万円から2,000万円に改正</li> </ul>
通知	令和5年4月1日	会計課からのお知らせ	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>調定書に歳入の根拠資料を添付</li> </ul>
通達	令和5年6月21日	事務処理の適正な履行について(通達)	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税問題での不適切な事務の事例と改善策</li> <li>今後の禁止事項</li> </ul>
ガイドライン	令和5年9月1日	洲本市随意契約ガイドライン(策定)	財務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の標準的な解釈・指針</li> </ul>
監査	令和5年11月～ 令和6年2月	定期監査の充実	監査委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>例月現金出納検査等で、洗い出された問題点やリスクが高いものにつき最適手続を選択し定期監査を実施</li> <li>令和5年度は、調査事務項目を定め全部署を対象に新しい視点で監査を実施</li> </ul>
手引	令和6年1月1日 (改訂) 令和6年10月1日 (改訂) 令和7年8月1日 (改訂)	会計事務の手引	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳入歳出処理の基本的な処理</li> <li>会計事務の注意事項</li> </ul>
調査	令和6年1月22日	公印の管理状況に関する調査	総務課長 (公印総括者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般公印又は専用公印の管理状況調査</li> <li>公印に関する留意事項の周知</li> </ul>
通知	令和6年4月1日	予算流用事務について(通知)	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算流用事務手続と注意事項</li> </ul>
規程	令和6年10月1日	洲本市内部職員等からの公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する規程 (旧要綱を全部改正)	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平性、実効性の向上</li> <li>通報者の保護</li> </ul>
設置	令和6年10月1日	内部公益通報の外部窓口の設置	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報し易い体制を整備</li> </ul>
ガイドライン	令和6年10月1日 (策定) 令和7年4月1日 (改訂)	洲本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロポーザル方式採用時の遵守事項</li> </ul>
通知	令和6年10月28日	議会議決事項(地方自治法関係代表例)	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会議決権の地方自治法に関する代表的な事項</li> </ul>
通知	令和6年12月10日 (通知)	契約事務の適正な執行について(通知)	財務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>100条委員会の指摘を受けた問題点の洗い出しと改善策</li> </ul>
調査	令和7年1月6日	物品の棚卸及び現在高の報告	物品出納員 (会計課長及び 教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な管理のための棚卸の実施</li> <li>物品の存在と現在高の確認</li> </ul>
規則	令和7年4月1日	洲本市財務規則等の一部を改正する規則	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第243条の2の8第1項後段に規定する「賠償責任を負うべき職員の指定」を整備</li> </ul>
通知	令和7年6月3日	設計書・仕様書作成にかかる留意事項について(通知)	財務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事及び業務内容を明確にし、公平な競争を行うとともに、取引を円滑に行うための改善策</li> </ul>
条例	未施行	洲本市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の専門家による個別外部監査を可能とする条例の整備</li> </ul>

## ふるさと納税問題に関連する研修一覧

日付	研修名	研修方式	講師名	受講対象者
令和4年11月28日 ～29日	公務員倫理研修	動画視聴	(元) 足立区教育長 定野 司	・全正規職員
令和5年2月28日 ～3月30日	組織規律の確保及び信頼回復に向けた職員研修	通常	市長	・全正規職員
令和5年7月18日 ～31日	ふるさと納税問題に係る事務適正化研修	通常	市長、行革推進室	・全正規職員
令和6年2月6日	コンプライアンス研修	通常	一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高島直人	・管理職者
令和6年6月3日 ～4日 令和6年9月12日 ～13日	コンプライアンス研修	通常	一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高島直人	・全正規職員
令和7年1月15日 ～2月13日	公用文起案審査研修	オンライン型 (動画配信方式)	広島修道大学国際コミュニティ学部 教授 澤俊晴	・6、7級職員 ・文書取扱主任 ・採用3年未満の職員 ・受講希望者
令和7年6月3日 ～6月6日	マネジメント研修	通常	一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高島直人	・管理・監督職者